

## 児童手当制度について

### 1. 湯前町では現況届の提出が原則不要です

令和4年度6月からの児童手当制度の一部改正に伴い、湯前町では受給者の現況を公簿等で確認しますので、現況届の提出が不要になります。

※ただし、**現況届不要の取り扱い**は市町村によって異なりますのでご注意ください。

※また、**以下①～⑤の方は、引き続き現況届の提出が必要です。**

- ① 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ② 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実施の居住地と異なる方
- ③ 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ④ 法人である未成年後見人、施設、里親の受給者
- ⑤ その他 状況を確認する必要のある方（子または配偶者と別居中など）

◎現況届提出の省略に伴い、次の変更事項があった場合はすみやかに届け出てください。

- ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（国外転出入を含む）
- ・婚姻等により、一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき
- ・離婚等により、一緒に児童を養育する配偶者がなくなったとき
- ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ・児童を養育しなくなったこと等により、対象児童がいなくなったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき（厚生年金→国民年金等）  
※注意：転職しても年金の種類が変わらなければ届出は不要
- ・受給者が公務員になったとき、または公務員でなくなった場合
- ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

### 2. 特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます

令和4年10月支給分（6～9月分）から、児童を養育している方の所得が以下表の（2）所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

扶養親族等の数	(1) 所得制限限度額		(2) 所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※「扶養親族等の数」は、住民税での扶養人数になります。

※ 扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限（上限）額を確認します。

#### 【支給額】

所得額	子どもの年齢	手当月額
所得が(1)未満の場合	0歳から3歳未満（一律）	15,000円
	3歳から小学校修了前（第1, 2子）	10,000円
	3歳から小学校修了前（第3子）	15,000円
	中学生（一律）	10,000円
所得が(1)以上(2)未満の場合	0歳から中学生まで（一律）	5,000円
所得が(2)以上の場合	支給なし	

◆所得上限限度額を超過し、児童手当等が消滅となっていた方で、令和5年度の所得が、(2)の所得上限限度額未満になった方は改めて申請を行うことで児童手当等を受け取ることができます。